

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

なお、今回の特例貸付は、休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、**生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外**となります。

緊急小口資金のご案内

- ◆ 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ◆ 貸付上限額：原則10万円 ※ただし、以下の場合には20万円が上限
 - (1) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいる場合
 - (2) 世帯員の要介護者がいる場合
 - (3) 世帯員が4人以上の場合
 - (4) 世帯員で下記に該当する子がいる場合
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
 - (5) 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき **※運転資金ではありません。**
- ◆ 利子：無利子
- ◆ 据置期間：貸付の行われた月の次の月から1年以内
- ◆ 返済期限：据置期間経過後2年以内（相談時に決定します）

総合支援資金（生活支援費）のご案内

- ◆ 対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◆ 貸付上限額：【単身世帯】月15万円以内、【複数世帯】月20万円以内
ともに貸付期間は原則3か月以内
最大60万円以内（月20万円×3か月）
- ◆ 利子：無利子
- ◆ 据置期間：貸付の行われた月の次の月から1年以内
- ◆ 返済期限：据置期間経過後10年以内（相談時に決定します）
- ◆ 要件：原則、自立相談支援事業などによる継続的な支援を受けること

借入申請に必要なもの

- 共通に必要な書類
 - ◆ 減収や失業等の状況が確認できるもの（給与明細、通帳、離職票 等）
 - ◆ 申込者本人名義の預金通帳、キャッシュカード ※ネット銀行は除く
 - ◆ 住民票謄本（世帯全員分）
- 緊急小口資金
 - ◆ 印鑑（実印）／ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証 等）
 - ◆ 銀行届出印（振替口座用）
- 総合支援資金
 - 印鑑（実印）／ 印鑑登録証明書／ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証 等）
 - 世帯収入および支出が確認できる書類／ 負債及び滞納の総額・残額・返済（納付）状況が確認できる書類 等
 - ※申し込みにあたり、複数回面談させていただく場合があります。
 - また、必要に応じて追加の書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

注意事項

- ★ **世帯を対象とした支援制度**です。実情を正しくお話しください。
- ★ 県の審査の結果、貸付できない場合がございます。
- ★ 虚偽申請や不正な手段により貸付を受けた場合、即時に返還していただきます。
- ★ 貸付決定後、ご本人名義の金融機関の口座にお振込みになります。金融機関の口座が使用できない場合はご相談ください。
- ★ **申請から貸付まで、おおむね2週間程度**かかります。また、相談が殺到する場合がございます。さらにお時間をいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- ★ 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は、償還を免除される場合がございます。
- ★ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6条に規定する、暴力団員であるものが属する世帯は借入申込ができません。
- ★ **社会福祉協議会では、介護サービス等様々な福祉サービスを提供しておりますので、支援者を經由した感染拡大防止の観点から、まずはお電話にてご相談ください。**

実施主体：社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会
お問合せ・お申込み：社会福祉法人 小山町社会福祉協議会
〒410-1311 駿東郡小山町小山75-7
電話：0550-76-9906
相談受付時間：月曜日～金曜日（9時00分から16時00まで）